

○児童福祉法施行規則

(昭和二十三年三月三十一日)

(厚生省令第十一号)

第十八条の三十六 法第二十一条の五の二十二第三項及び第二十一条の五の二十七第五項において準用する法第十九条の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の四様式のとおりとする。

② 法第二十四条の十五第二項及び第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十七第五項において準用する法第十九条の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の五様式のとおりとする。

③ 法第二十四条の三十四第二項及び第二十四条の三十九第五項において準用する法第十九条の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の六様式のとおりとする。

④ 法第五十七条の三第四項、第五十七条の三の二第二項及び第五十七条の三の三第七項において準用する法第十九条の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の七様式のとおりとする。

(平二四厚労令四〇・追加、平二六厚労令一二二・平三〇厚労令三〇・一部改正)

第十八条の三十七 法第二十一条の五の二十六第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 指定を受けている事業所の数が一以上二十未満の指定障害児事業者等(指定発達支援医療機関(法第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。))の設置者を除く。以下この条において同じ。) 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」という。)の選任をすること。

二 指定を受けている事業所の数が二十以上百未満の指定障害児事業者等 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。

三 指定を受けている事業所の数が百以上の指定障害児事業者等及び指定発達支援医療機関の設置者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

(平二四厚労令四〇・追加、平二六厚労令一二二・平三〇厚労令三〇・一部改正)

第十八条の三十八 指定障害児事業者等は、法第二十一条の五の二十六第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市(地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。)の市長(以下この条において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければならない。

一 指定障害児事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日

三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(前条第二号及び第三号に掲げる者である場合に限る。)

四 業務執行の状況の監査の方法の概要(前条第三号に掲げる者である場合に限る。)

② 指定障害児事業者等は、前項の規定により届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第二十一条の五の二十六第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。

③ 指定障害児事業者等は、法第二十一条の五の二十六第二項各号に掲げる区分に変更があつたときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るべき厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出るべき厚生労働大臣等の双方に届け出なければならない。

(平二四厚労令四〇・追加、平二七厚労令五五・平三〇厚労令三〇・平三〇厚労令七八・平三一厚労令六〇・一部改正)

第十八条の三十九 法第二十一条の五の二十七第四項の規定により厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の市長が同条第一項の権限を行つた結果を通知するときは、当該権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。

(平二四厚労令四〇・追加、平三〇厚労令三〇・平三一厚労令六〇・一部改正)

第十八条の四十 厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の市長は、指定障害児通所支援事業者が法第二十一条の五の二十八第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定障害児通所支援事業者の指定を行つた都道府県知事に通知しなければならない。

(平二四厚労令四〇・追加、平三〇厚労令三〇・平三一厚労令六〇・一部改正)

第二十五条の二十三 法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十六第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 指定を受けている施設の数が一以上二十未満の指定障害児入所施設等(指定発達支援医療機関を除く。以下この条において同じ。)の設置者 法令遵守責任者の選任をすること。

二 指定を受けている施設の数が二十以上百未満の指定障害児入所施設等の設置者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。

三 指定を受けている施設の数が百以上の指定障害児入所施設等の設置者及び指定発達支援医療機関の設置者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

(平二四厚労令四〇・全改、平二六厚労令一二二・平三〇厚労令三〇・一部改正)

第二十五条の二十三の二 指定障害児入所施設等の設置者は、法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十六第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市の市長(以下この条において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければならない。

- 一 施設の名称、主たる施設の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
- 三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(前条第二号及び第三号に掲げる者である場合に限る。)
- 四 業務執行の状況の監査の方法の概要(前条第三号に掲げる者である場合に限る。)

② 指定障害児入所施設等の設置者は、前項の規定により届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十六第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。

③ 指定障害児入所施設等の設置者は、法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十六第二項各号に掲げる区分に変更があつたときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るべき厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出るべき厚生労働大臣等の双方に届け出なければならない。

(平二四厚労令四〇・全改、平二七厚労令五五・平三〇厚労令三〇・一部改正)

第二十五条の二十三の三 法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十七第四項の規定により厚生労働大臣が同条第一項の権限を行つた結果を通知するときは、当該権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。

(平二四厚労令四〇・追加、平三〇厚労令三〇・一部改正)

第二十五条の二十三の四 厚生労働大臣は、指定障害児入所施設等の設置者が法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十八第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定障害児入所施設等の指定を行つた都道府県知事に通知しなければならない。

(平二四厚労令四〇・追加、平三〇厚労令三〇・一部改正)

第二十五条の二十六の八 法第二十四条の三十八第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 指定を受けている事業所の数が一以上二十未満の指定障害児相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること。
- 二 指定を受けている事業所の数が二十以上百未満の指定障害児相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。
- 三 指定を受けている事業所の数が百以上の指定障害児相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

(平二四厚労令四〇・追加)

第二十五条の二十六の九 指定障害児相談支援事業者は、法第二十四条の三十八第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長(以下この条において「厚生労働大臣等」

という。)に届け出なければならない。

- 一 事業者の名称、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
- 三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(指定を受けている事業所の数が二十以上の指定障害児相談支援事業者である場合に限る。)
- 四 業務執行の状況の監査の方法の概要(指定を受けている事業所の数が百以上の指定障害児相談支援事業者である場合に限る。)

② 指定障害児相談支援事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第二十四条の三十八第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。

③ 指定障害児相談支援事業者は、法第二十四条の三十八第二項各号に掲げる区分に変更があつたときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るべき厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出るべき厚生労働大臣等の双方に届け出なければならない。

(平二四厚労令四〇・追加)

第二十五条の二十六の十 法第二十四条の三十九第四項の規定により厚生労働大臣又は都道府県知事が同条第一項の権限を行つた結果を通知するときは、当該権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。

(平二四厚労令四〇・追加)

第二十五条の二十六の十一 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定障害児相談支援事業者が法第二十四条の四十第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定障害児相談支援事業者の指定を行つた市町村長に通知しなければならない。

(平二四厚労令四〇・追加)